

第 12 ガス漏れ火災警報設備

1 用語の定義

- (1) 軽ガスとは、検知対象ガスの空気に対する比重が 1 未満のものをいう。(第 12-1 表参照)

第 12-1 表 軽ガスの比重

ガスの区分	比 重
1 3 A (天然ガス)	0.66

- (2) 重ガスとは、検知対象ガスの空気に対する比重が 1 を超えるものをいう。(第 12-2 表参照)

第 12-2 表 重ガスの比重

ガスの区分	比 重
L P G (プロパン)	1.5~2.5

- (3) 貫通部とは、政令第 21 条の 2 第 1 項に規定される防火対象物又はその部分に燃料用ガスを供給する導管が当該防火対象物又はその部分の外壁を貫通する場所をいう。
- (4) 燃焼器等とは、ガス燃焼機器及び当該機器が接続される末端のガス栓（ホースコック又はネジコック等）をいう。
- (5) 検知区域とは、燃焼機器又は貫通部のある場所で一の検知器が有効にガス漏れを検知することができる区域をいう。
- (6) 警戒区域とは、ガス漏れの発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。
- (7) 音声警報装置とは、音声によりガス漏れの発生を防火対象物の関係者及び利用者に警報する装置で、起動装置、表示灯、スピーカー、増幅器、操作部、遠隔操作器、電源及び配線で構成されるものをいう。
- (8) ガス漏れ表示灯とは、表示灯によりガス漏れの発生を通路にいる防火対象物の関係者に警報する装置をいう。
- (9) 検知区域警報装置とは、検知区域内におけるガス漏れを検知区域付近の防火対象物の関係者に警報する装置をいう。

2 受信機

受信機は、次に適合すること。

- (1) 常用電源

イ 交流電源

第 11 自動火災報知設備：2.(1).イを準用するほか、開閉器の直近の見やすい位置に、ガス漏れ火災警報設備専用である旨の赤色の表示をすること。

ロ 蓄電池設備

第 11 自動火災報知設備：2.(1).ロを準用すること。

- (2) 非常電源

第 24 非常電源の例によるほか、受信機の予備電源が非常電源の容量を超える場合は、非常電源を省略することができる。

- (3) 設置場所

第 11 自動火災報知設備：2.(3).イからホまでを準用するほか、受信機は放送設備の操作部

又は遠隔操作部を併用すること。◆

(4) 機器

第 11 自動火災報知設備：2.(4)を準用すること。

(5) 警戒区域

第 11 自動火災報知設備：2.(5).イ及びロを準用するほか、次によること。

イ 一の警戒区域は、その面積を 600 m²以下で、かつ、1辺の長さを 50m以下とし、検知区域のある室（天井裏及び床下の部分を含む。）の壁等（間仕切及び天井から突き出したはりを含む。）の区画で境界線を設定すること。

ロ 前イによるほか、天井裏又は床下の部分に設けるものを除き警戒区域の面積が 600 m²以下で、かつ、1辺の長さが 50m以下の部分（検知区域のない室等を含む。）に 2以上の検知区域が分散してある場合には、一の警戒区域として設定することができる。

ハ 警戒区域は、防火対象物の 2以上の階にわたらないものとする。ただし、次による場合はこの限りでない。

(イ) 省令第 23 条第 5 項第 3 号に規定されるもの

(ロ) 検知区域のある 2の室が直接内階段等により接続され、かつ、警戒区域の面積が 500 m²以下となる場合にあっては、2の階にわたることができる。◆

3 検知器

検知器（分離型検知器にあっては検知部という。）は、次に適合すること。

(1) 常用電源

イ 交流電源

(イ) 受信機及び中継器から電源の供給を受ける検知器

第 11 自動火災報知設備：2.(1).イを準用すること。

(ロ) 受信機及び中継器から電源の供給を受けない検知器

第 11 自動火災報知設備：2.(1).イ（ハ）を除く。）を準用するほか、次によること。

a 定格電圧が 150Vを超える検知器の金属箱は、接地工事を施すこと。

b 回路の分岐点から 3 m以下の箇所に、各極を同時に開閉できる開閉器及び最大負荷電源の 1.5 倍（3 A未満の場合は 3 Aとする。）以上の電流で作動する過電流遮断器（定格遮断電流 20A以下のものであること。）が設けてあること。

ロ 蓄電池設備

第 11 自動火災報知設備：2.(1).ロを準用すること。

(2) 非常電源

第 24 非常電源の例によるほか、受信機の予備電源が非常電源の容量を超える場合は、非常電源を省略することができる。

(3) 設置方法

イ 共通事項

省令第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号イ(イ)及びロ(イ)に規定される水平距離の算定は、次に定める距離によること。

(イ) ガス燃焼機器はバーナー部分の中心からの距離

(ロ) ガス栓は当該ガス栓の中心からの距離

(ハ) 貫通部は外壁の室内に面するガス配管の中心からの距離

ロ 軽ガスに対する設置方法

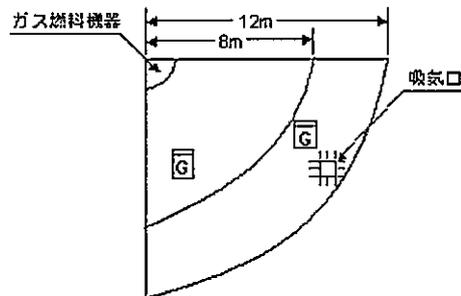
(イ) 検知器の設置場所

検知器は、省令第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号イの規定によるほか、検知区域のある天

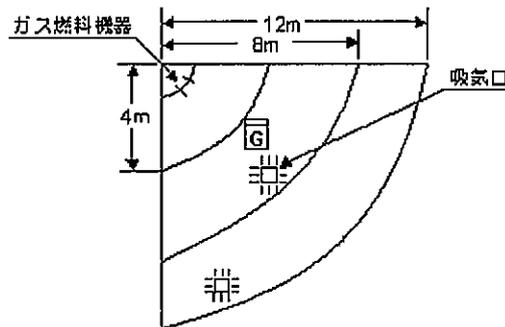
井裏にも設けること。◆

(ロ) 燃焼機器に係る検知器の設置方法

- a 燃焼器等から水平距離が 8 m 以内のガス漏れを最も有効に検知することができ、かつ、廃ガスの影響の少ない位置に検知器を設けること。
- b 燃焼器等から水平距離 12m 以内（廃ガスの影響を受けやすい水平距離 4 m 以内を除く。）で天井面から 0.6m 未満の位置に給気口がある場合は、前 a により検知器を設けるほか、燃焼器等から最も近い給気口付近（給気口からおおむね 1.5m 以内の場所）に検知器を設けること。（第 12-1 図参照）◆ ただし、最も近い給気口が燃焼器等から水平距離 4 m を超え 8 m 以内にあり当該給気口付近に検知器を設けた場合は、前 a に設ける検知器を省略することができる。（第 12-2 図参照）



第 12-1 図



第 12-2 図

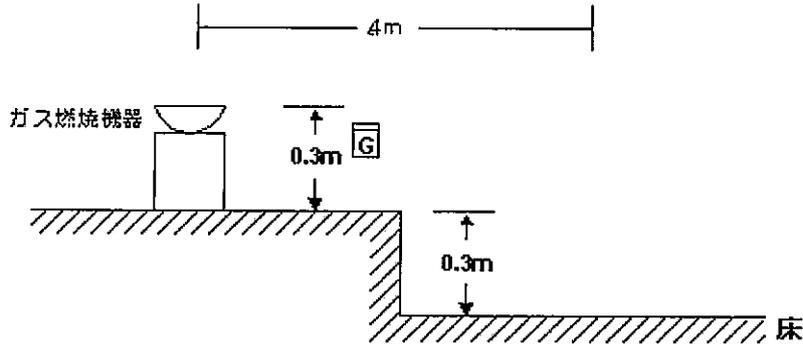
ハ 重ガスに対する設置方法

(イ) 検知器の設置場所

検知器は、省令第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号ロ ((ロ)を除く。)の規定によるほか、検知区域のある床下の部分に設けること。◆

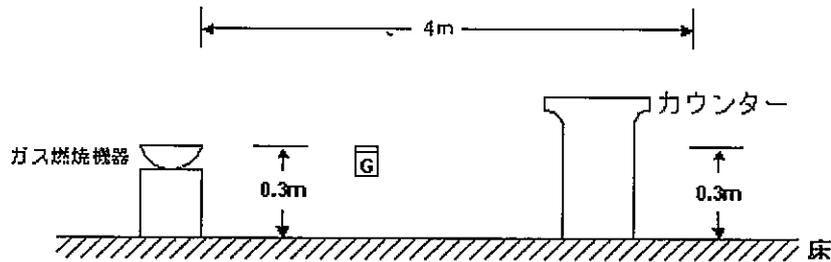
(ロ) 検知器の設置方法

床面に段差がある場合は、燃焼器等又は貫通部の設けられている側のなるべく近い位置に検知器を設けること。（第 12-3 図参照）



第 12-3 図

- (ハ) 燃焼器等又は貫通部から水平距離 4 m 以内に床面からの高さが 0.3m を超えるカウンター等がある場合、燃焼器等又は貫通部の側のなるべく低い位置に検知器を設けること。
(第 12-4 図参照)



第 12-4 図

(4) 検知器を設置しないことができる場所

次のいずれかに該当する場所は、政令第 32 条を適用し検知器を設置しないことができる。

- イ 腐食性ガスの発生する場所等で検知器の機能保持が困難な場所
- ロ 空気吸入口が屋外に面している密閉式バーナー（BF 式及び FF 式）を有するガス燃焼機器（当該機器が接続されるガス栓を含む。）のある場所
 - ※「BF」とは、Balanced Flue（自然給排気）、「FF」とは、Forced Draught Balanced Flue（強制給排気）の略である。
- ハ カートリッジ式ガスボンベを内蔵するガス燃焼機器のある場所

(5) 機器

液化石油ガスを対象とする検知器は、高压ガス保安協会の行う検定、その他のガスを対象とする検知器は財団法人日本ガス機器検査協会の行う検査に合格したものであること。

4 中継器

中継器は、次に適合すること。

(1) 常用電源

イ 交流電源

第 11 自動火災報知設備：2.(1).イを準用すること。

ロ 蓄電池設備

第 11 自動火災報知設備：2.(1).ロを準用すること。

(2) 非常電源

第 24 非常電源の例によるほか、受信機の予備電源が非常電源の容量を超える場合は非常電

源を省略することができる。

(3) 設置方法

- イ 腐食性ガスの発生する場所等機能障害の生ずるおそれのある場所に設けないこと。
- ロ 自動火災報知設備の中継器と兼用するものにあつては、第 11 自動火災報知設備：4.(3)を準用すること。

(4) 機器

検定品であること。

5 警報装置

(1) 音声警報装置

音声警報装置は次に適合すること。

なお、省令第 25 条の 2 の規定に基づき放送設備を設置した場合は、当該設備の有効範囲内の部分について音声警報装置を設けないことができる。

- イ 音声警報装置は、放送設備、インターホンその他音声警報装置により防火対象物の利用者等に有効に報知できるものであること。
- ロ 音圧及び音色は、他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞きとることができること。
- ハ 地区音響装置の音圧は、原則として、任意の場所で 65 dB以上の音圧が確保できること。◆
なお、事前に関係者からの資料等により騒音が把握できる場所にあつては、その騒音より概ね 6 dB以上大きい音圧を確保すること。◆
- ニ スピーカーは、各階ごとにその階の各部分から一のスピーカーまでの水平距離が 25m以下となるように設けること。

(2) ガス漏れ表示灯

ガス漏れ表示灯は、検知器の作動と連動するほか、次に適合すること。

- イ 一の警戒区域が 2 以上の室からなる場合又は天井裏若しくは床下を警戒する場合、検知区域のある室ごとの主たる出入口付近（天井裏又は床下の部分にあつては点検口付近）にガス漏れ表示灯を設けること。ただし、警戒区域が一の室からなる場合はガス漏れ表示灯を設けないことができる。
- ロ 検知区域のある室が通路に面している場合には、当該通路に面する部分の主たる出入口付近にガス漏れ表示灯を設けること。
- ハ ガス漏れ表示灯の設置位置は、床面から 4.5m以下とすること。◆
- ニ ガス漏れ表示灯の直近には、ガス漏れ表示灯である旨の標識を設けること。◆

(3) 検知区域警報装置

検知区域警報装置は、検知器の作動と連動するほか、次に適合すること。

- イ 検知区域警報装置は、検知区域内に設けること。
- ロ 機械室その他常時人のいない場所で一の警戒区域が 2 以上の検知区域から構成される場合又は天井裏若しくは床下の部分の検知区域にあつては、当該検知区域ごとに検知区域警報装置を設けること。◆
- ハ 検知区域警報装置の直近には、検知区域警報装置である旨の標識を設けること。◆
- ニ 警報音は、他の機器の騒音等と明らかに区別できること。

6 配線及び工事方法

第 11 自動火災報知設備：9.(1)及び(2)を準用するほか、「ガス漏れ警報設備の規格及びその設置方法を定める告示」（昭和 56 年 6 月 8 日 通商産業省告示第 263 号）を準用すること。